

【整備条件について】

裏面の「①狭あい道路拡幅整備事業に該当する土地か確認」の記載事項に全て該当する場合でも、申請地の状況により事業を行えない場合があります。特に下記のような場合は、申請前に事前相談をお願いします。

- 建築敷地と道路面の高さに大きく差がある場合。
- 土留擁壁の築造等が必要になる場合。

【寄付と無償使用貸借の違いについて】

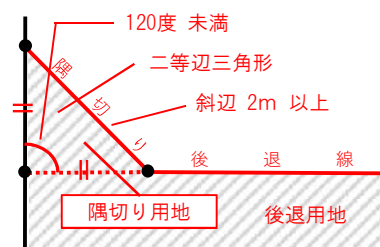
事 項	寄 付	無 償 使 用 貸 借
道 路 境 界 隣 地 境 界	官民・民々境界の明示書が必要	土木調査課・隣地と境界確認した報告書が必要
	阪神淡路大震災以降に作成された地積測量図（座標入り）がある場合は省略可	
分 筆	後退用地部分の分筆が必要	分筆の必要なし
抵 当 権	後退用地の抵当権を外す必要がある	抵当権を外さなくてよい
求 積 図	法務局備付の地積測量図	後退用地の面積がわかる図面（座標求積図）
処 理 手 続 き	所有権移転完了後、土地境界確認書を締結する	工事完了後、土地使用貸借契約書を締結する
	固定資産税・都市計画税は、上記確認書・契約書の締結後に減免対象となる (元の土地の状況により、減免対象とならない場合あり)	

※ 寄付・使用貸借どちらの場合も同様の工事を行います。売買等の今後の土地利用に応じて検討してください。

【奨励金交付対象の隅切りの整備について】

奨励金の交付対象となる隅切りは右図のとおりです。

また、現地の状況により隅切りが不要な場合や奨励金の対象とならない場合がございます（歩道が設けられている場合など）。



< 隅切り奨励金 >

隅切り用地	隅切り用地の取扱い	交付額 (円/㎡)	道 路 整 備	施 工	管 理
建築敷地面積に 算入しない	市へ提供する (寄付・使用貸借)	南部地域	市道と一体的に 整備	市	市
		北部地域			
		22,000			

算出方法

奨励金の額 = 単価（地域別）× 隅切り用地面積（㎡）※

※隅切り用地面積は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までとする。

※隅切り用地面積が1㎡を超える場合は、1㎡とする。

【道路工事について】

- 着工日までに後退用地内にあるブロック塀、メーター類、仮設フェンス等は申請者で撤去してください。
- 水道管やガス管の引込を行う際は、後退用地内の土被りを **60cm以上** 確保してください。

後退用地に面する道路のアスファルト舗装の本復旧は当事業で行いますので、引込関係のスケジュール調整をお願いします。

- 電柱・交通標識の移設について、道路の拡幅幅に合わせて平行移動をする場合は、市で関係者と協議の上移設できる場合がありますので、別途ご相談ください。
- 建築工事等の前に道路工事を行うことも可能ですが、宅内の工事に伴い道路構造物を破損した場合は、原因者で現状復旧をしてください。（破損させないように防護措置をとった上で施工してください。）
- 原則としてL型側溝で施工しますが、現場状況によりU型側溝とする場合もあります。現道の縦断・横断勾配、雨水排水状況等を考慮し、道路の構造や集水桝設置場所等を決定します。